

サマリー

発表タイトル：宗教復興後の国際規範と国家の正統性：イスラーム協力機構の事例から

本発表は、国際規範研究の視座から、宗教に基づく国際的な規範形成を繙くものであった。国際機構において決議・声明の形で発出される国際規範には、しばしば宗教規範の影響があることが指摘されているほか、そもそも国際機構設立にかかわる理念にも、宗教思想の反映がみられることもある。たとえばバチカンによる国際規範への影響力行使を明らかにした研究 [松本 2019] や、EU につながるヨーロッパ統合の理念にもキリスト教民主主義思想の反映がみられることを明らかにした研究 [Thomas 2005] などが、先行研究として挙げられる。

イスラーム協力機構 (OIC)¹ は、国家を単位とする国際機構 (政府間国際機構) のなかでもイスラームという宗教的理念に基づき結成されたものとして、これまで国際機構研究の中でも例外的に扱われてきた。さらに、決議・声明は出しても具体的な問題解決能力を持たないこと、政治的実行力がないことに批判・関心が集中する傾向があった。しかし、近年決議・声明そのものの役割に着目する研究も登場してきた [Petersen and Kayaoglu eds. 2019]。本発表も、OIC が創り出す国際規範それ自体の意義に着目するものである。

OIC で開催されるイスラーム諸国首脳会議 (Islamic Summit) の決議等文書においては、しばしば宗教的な文言がみられる。たとえば「対テロ」規範についても、「イスラームの教え」や「シャリーア」に言及しながらテロ行為を批判する文言を決議等文書のなかに見ることができる [池端 2021: 149-157]。このようなイスラームにかかわる規範形成に寄与しているのが、OIC 下部組織の国際イスラーム法学アカデミーである。当組織は、OIC 加盟国のウラマー (イスラーム学者) からなり、彼らの会議において新規の事象についてのイスラーム法上の可否を判断している。このような複数のイスラーム学者がチームで法判断を導出する営み (集団的イジュティハード) それ自体が、非常に現代的な事象でもある。

国際イスラーム法学アカデミーは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動規制規範の作成も行った。感染拡大の最初期にあたる 2020 年 4 月 16 日には、「公共の利益を提供する限りにおいて、国家、政府が個人の自由に制限を課すことは許される」など、国家権力が個人の自由を制限することを正当化する規範を発出した [IIFA 2020]。また、2021 年 2 月 22 日には、新型コロナウイルスに対応するワクチンの接種がシャリーアに則って許可されること、そして仮に政府がワクチン接種を義務とした場合には強制的なものとなることが示された [IIFA 2021]。

「対テロ」規範においても、この新型コロナウイルス関連規範においても指摘できることは、彼らの規範形成が国家体制を支える側面を持つことである。「対テロ」規範は、OIC 加

¹ 1969 年に「イスラーム諸国会議機構 (The Organization of Islamic Conferences)」として設立。2011 年に現在の「イスラーム協力機構 (The Organization of Islamic Cooperation)」に改称。

盟国外部に向けては、宗教とテロリズムを結び付けるような言説、すなわちイスラモフォビアを否定する規範として働くが、OIC加盟国内部に向けては、国家の側が「正しいイスラーム」を代表した規範創出を行うことにより、国家への挑戦を否定する規範として働く。新型コロナウイルスの感染拡大を理由として、個人の自由を制限することが国家にどこまで許されるか、という問題については、全世界的に議論が高まっているところであるが、このようにイスラームという宗教的立場から、国家権力の行使を一定程度承認する規範が創出されていることは注目に値する。

イスラーム諸国の国際政治と宗教との結びつきについて、ここから立てられる仮説は、ウラマーの国際的な合意形成（宗教的な正統性を国際的に担保し合う関係）を基礎として、政治的な合意（宗教的な正統性を政治的正統性に結び付けつつ、政治的正統性を国際的に担保し合う関係）の形成が行われているのではないかと、いうものである。今後、ウラマーで構成される国際的な諸組織や、よりゆるやかな形でのウラマー・ネットワークにも研究対象を広げ、国際規範の形成をめぐる協調と競合の両側面について、研究を進めて行く予定である。

本発表に対し、末近浩太先生からは国際政治学の中で宗教という要素を取り上げる意義、「宗教で動く国家間関係」について研究する意義についてコメント頂いたほか、近代西洋起源の国際システムとそれを基にして形成される国際規範に対し、OICやウラマーが形成する規範はあくまでその拡張や、読み替え、アップグレードを要請するにとどまっており、それを覆すようなものではない点を考えれば、国際規範研究以外の視座が必要になってくるのではないかと、とのコメントを頂いた。横田貴之先生からは、国家体制への権威付けという加盟国内部に働く側面の重要性についてお話頂いた一方で、エジプトなどではOICが生み出した規範の効力が弱いことに鑑みれば、国家体制との結びつきが弱い在野のウラマーが生み出す規範も見えていく必要があるとのコメントを頂いた。

参考文献

池端露子 2021. 『宗教復興と国際政治——ヨルダンとイスラーム協力機構の挑戦——』 晃洋書房

松本佐保 2019. 『バチカンと国際政治——宗教と国際機構の交錯——』 千倉書房

IIFA (International Islamic Fiqh Academy) 2020. “2020 Second Medical Fiqh Symposium Recommendations Novel Coronavirus (Covid-19): Medical Treatments and Shariah Rulings,” 16 April 2020. <<https://iifa-aifi.org/en/5843.html>> (2022年1月31日アクセス)

——. 2021. “Final Statement and Recommendations of the Medical Fiqh Symposium: Shariah Rulings regarding the Use of Covid-19 Vaccines, their Purchase, and the Financing of their Distribution with Zakat funds,” 22 February 2021. <<https://iifa-aifi.org/wp-content/uploads/2021/04/IIFA-Symposium-on-Anti-Covid-19-Vaccines-Feb-2021.pdf>> (2022年1月31日アクセス)

Petersen, Marie Juul and Turan Kayaoglu, eds. 2019. *The Organization of Islamic Cooperation and*

Human Rights. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.

Thomas, Scott M. 2005. *The Global Resurgence of Religion and the Transformation of International Relations: The Struggle for the Soul of the Twenty-First Century*. New York: Palgrave Macmillan.